

○国土交通省告示第八百七十七号

住宅リフォーム事業者団体登録規程を次のように定める。

(平成二十六年九月一日)

(改正 令和二年十二月二十三日 国土交通省告示第千五百六十九号)

国土交通大臣 太田 昭宏

住宅リフォーム事業者団体登録規程

(目的)

第一条 この規程は、住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定めることにより、住宅リフォーム事業者団体を通じて住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、住宅居住者等に対する情報提供等を行い、併せて、住宅リフォーム事業の健全な発達及び住宅居住者等が安心して住宅リフォームを行うことができる環境の整備を図り、もって住宅居住者等の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「住宅リフォーム事業者」とは、住宅リフォーム工事を行う事業者であつて、住宅リフォーム工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接住宅リフォーム工事を請け負う者をいう。

2 この規程において「住宅リフォーム事業者団体」とは、住宅リフォーム事業に関する調査、研究その他の住宅リフォーム事業の健全な発達を図るための活動を行う一般社団法人若しくは中小企業等協同組合又はこれらの法人に準ずる団体のうち住宅リフォーム事業者がその主たる社員、組合員若しくは会員又はこれらの者に準ずるもの（以下「社員等」という。）であるものをいう。

3 この規程において「住宅居住者等」とは、住宅リフォーム工事が行われた住宅に居住をし、若しくはしようとする者又は住宅リフォーム工場の注文をし、若しくはしようとする者をいう。

（登録）

第三条 住宅リフォーム事業者団体は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える住宅リフォーム事業者団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間（以下「登録の有効期間」という。）の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 名称(略称を用いている場合には、名称及びその略称)
- 二 設立年月日
- 三 法人の設立について認可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
- 四 事務所の所在地
- 五 役員又はこれに準ずる者(以下「役員等」という。)の氏名及び住所
- 六 登録申請に係る担当者の氏名及び連絡先
- 七 住宅リフォーム事業者である社員等(以下「構成員」という。)に関する次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称
 - ロ 主たる事務所又は事業所の所在地
 - ハ その請け負う住宅リフォーム工事の種類
 - ニ 現に受けている建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可(以下「許可」という。)の種類又は住宅リフォーム工事の種類に依じて有する資格
- 八 構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材

の育成のための計画

九 住宅リフォーム事業に係る住宅居住者等からの相談、助言及び苦情への対応（以下「相談等への対応」という。）の窓口の体制及び連絡先

十 ホームページアドレス

十一 その他国土交通大臣が必要と認める事項

2 前条第二項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出するものとする。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合には、登記事項証明書

三 直前二年の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面

四 定款又は規約

4 国土交通大臣は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（登録の要件）

第五条 第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は

、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 構成員の主たる事務所又は事業所が二以上の都道府県の区域に所在する住宅リフォーム事業に関する活動を行う大規模な団体であつて、かつ、十分な活動実績を有すること。

二 住宅リフォーム事業に関する活動を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。

三 定款又は規約において第十二条各号に掲げる業務を行う旨を定めていること。

四 構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができ人材の育成のための体制及び計画を有すること。

五 構成員が行う住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等の窓口を設置していること。

六 次に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、定期的に更新していること。

イ 名称

ロ 事務所の所在地

ハ 連絡先

ニ 前条第一項第七号イからニまでに掲げる事項

ホ 相談等への対応の窓口の連絡先及び利用方法

七 構成員が、次に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 現に許可を受けている者

ロ 住宅リフォーム工種の種類に応じた資格を有する者その他の住宅リフォーム事業を適正に行うと認められる者

八 構成員が任意に脱退することができること。

（登録の実施）

第六条 国土交通大臣は、第四条第一項の登録の申請が前条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を登録簿に記載して、その登録をするものとする。この場合において、国土交通大臣は、前条第七号ロに掲げる要件に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、住宅リフォーム事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第七条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する
とき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の申請があり、若し
くは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一 役員等のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 精神の機能の障害により住宅リフォーム事業に関する調査、研究その他の住宅リフォーム事
業の健全な発達を図るための活動を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適
切に行うことができない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五
年を経過しない者

ニ 建設業法第二十九条第一項第五号若しくは第六号に該当することにより許可が取り消され、
その取消しの日から五年を経過しない者若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第
二十六条第一項若しくは第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取
消しの日から五年を経過しない者又はその役員、支配人若しくは支店若しくは営業所の代表者
であるもの

ホ 建設業法、建築士法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法

律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

へ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

ト 第十六条第三号から第九号までの規定に該当するとして登録の抹消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第十一条の規定による届出をした者(解散について相当の理由があるものを除く。)の役員等であつた者であつて、当該通知があつた日前三十日に当たる日から当該解散の日までにその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

二 第十六条第三号から第九号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

三 第一号トの期間内に第十一条の規定による届出をした者(解散について相当の理由があるもの

を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(標識の掲示)

第八条 第三条第一項の登録を受けた者(以下「登録住宅リフォーム事業者団体」という。)は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第二号による標識を掲げるものとする。

(業務の報告)

第九条 登録住宅リフォーム事業者団体は、毎事業年度の終了後三月以内に、その財務状況、研修等人材育成及び住宅リフォーム事業に関する相談等への対応の実施状況並びに構成員の状況に関して別記様式第三号により作成した報告書を、国土交通大臣に提出するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の報告書を、住宅居住者等若しくは登録住宅リフォーム事業者団体の社員等の秘密を害するおそれのある事項又は当該登録住宅リフォーム事業者団体若しくは社員等の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供するものとする。

(変更の届出)

第十条 登録住宅リフォーム事業者団体は、第四条第一項第一号、第三号から第六号まで又は第八号

から第十一号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

2 登録住宅リフォーム事業者団体は、第四条第一項第七号に掲げる事項に変更があったときは、毎事業年度の四半期ごとに、別記様式第五号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第七条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

(解散の届出)

第十一条 登録住宅リフォーム事業者団体は、解散したときは、その日から三十日以内に、別記様式第六号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

(登録住宅リフォーム事業者団体の業務)

第十二条 登録住宅リフォーム事業者団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成に係る業務

二 構成員が行う住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応に係る業務

三 構成員に対する住宅リフォーム事業に係る情報提供に係る業務

四 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると認められた場合においては、そ

の必要な限度において行う構成員の状況を把握するための調査に係る業務

五 構成員の行う住宅リフォーム事業に関し、当該構成員に対し、次に掲げる事項を遵守させるための指導、助言、勧告、勧告に従わない場合にあつては除名その他の適切な措置に係る業務

イ 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。

ロ 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。

ハ 締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。

ニ 住宅居住者等（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。）から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）以下で登録住宅リフォーム事業者団体が定める金額以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工

事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、この条において同じ。）を締結すること。

- (1) 住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は同法第五百五十九条において準用する第五百六十二条若しくは第五百六十三条に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を收受する保険契約
 - (2) マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は同法第五百五十九条において準用する第五百六十二条若しくは第五百六十三条に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によつて生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を收受する保険契約
- ホ 建設業法第十九条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の締結しようとする住宅

リフォーム工事の請負契約の概要、二の規定に基づく保険契約の締結の有無その他の重要事項を注文者に対して説明すること。

へ 登録住宅リフォーム事業者団体が前号の調査を行おうとするときは、これに応じること。

ト 住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること。

六 登録住宅リフォーム事業者団体の社員等が住宅リフォーム事業に関して広告又は勧誘をするときは、構成員として公表されていないにもかかわらず構成員であると表示又は説明をしないこと。

(情報の公表)

第十三条 登録住宅リフォーム事業者団体は、構成員の行う住宅リフォーム工事の実績、当該団体が行う研修の受講状況その他の住宅居住者等の利益の保護に資する情報を、インターネットを利用する方法により公表するよう努めるものとする。

(報告徴収)

第十四条 国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、当該登録住宅リフォーム事業者団体に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(業務改善に関する勧告等)

第十五条 国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体の業務の運営に関し、構成員又は住宅居

住者等の利益を害する事実があると認めるときは、住宅居住者等の利益の保護のために必要な限度において、当該業務の運営の改善に必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(登録の抹消等)

第十六条 国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

- 一 第十一条の規定による届出があつたとき又は当該届出がなくて解散した事実が判明したとき。
- 二 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
- 三 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 四 第五条各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- 五 第七条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 六 正当な理由がなくて第九条第一項の規定による報告又は第十条第一項若しくは第二項の規定による届出を怠つたとき。
- 七 第九条第一項の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。
- 八 住宅居住者等の利益を著しく害する行為をしたとき。
- 九 前条の規定による勧告に従わなかつたとき。

十 登録住宅リフォーム事業者団体から、別記様式第七号により、登録の抹消の申請があつたとき。
2 第七条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(国土交通大臣による登録情報の公表)

第十七条 国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体に関し、第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第八号から第十号まで並びに第六条第一項第二号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(地方公共団体への支援等)

第十八条 国土交通大臣は、地方公共団体が講ずる住宅リフォーム事業の健全な発達及び住宅居住者等が安心して住宅リフォームを行うことができる環境の整備に関する施策を支援するため、地方公共団体、住宅リフォーム事業者団体その他の関係者と連携を図りつつ、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、平成二十六年九月一日から施行する。

附 則 (令和二年十二月二十三日 国土交通省告示第千五百六十九号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。